

四日市市告示第105号

四日市市営住宅住み替え支援事業実施要綱を次のように定める。

令和3年3月16日

四日市市長 森 智広

四日市市営住宅住み替え支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。）第44条第3項の規定により、市営住宅（四日市市営住宅条例（平成9年四日市市条例第32号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する住宅をいう。以下同じ。）の用途廃止に伴う市営住宅入居者の住み替え支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間賃貸住宅 公的賃貸住宅若しくは社宅、官舎、寮等の給与住宅以外の一戸建て住宅または共同住宅で、入居者が居住のために移転する住宅をいう。ただし、当該住宅の所有者が個人の場合にあっては、所有者又はその親族等が居住のために使用する部分を、法人の場合にあっては、当該法人の役員又はその親族等が使用する部分を除く。
- (2) 入居者 石塚町、小鹿が丘、城西町の各用途廃止予定市営住宅に入居する者のうち、四日市市営住宅建替事業及び用途廃止に伴う移転に関する要綱第4条第1項に規定する移転承諾書を提出し、移転を承諾した者をいう。
- (3) 住み替え支援住宅 この事業により、入居者が移転する民間賃貸住宅をいう。
- (4) 支援入居者 この事業により、住み替え支援住宅に移転した入居者をいう。
- (5) 貸主 本市が契約する住み替え支援住宅の所有権を有する者又は当該住宅の管理者をいう。

(住み替え支援住宅の賃貸借契約)

第3条 入居者が居住のために住み替え支援住宅に移転する場合は、本市が賃借人となり貸主と定期建物賃貸借契約又は賃貸借契約（以下、「賃貸借契約等」という。）を行うものとする。

(住み替え支援住宅に係る費用負担)

第4条 貸主との関係において、次の各号に定める費用は本市の負担とする。

- (1) 共益費、駐車場使用料等を含む住み替え支援住宅の月額家賃。（以下「住み替え支援住宅の月額家賃」という。）
- (2) 敷金、礼金、仲介料等の住み替え支援住宅契約時にかかる費用及び契約の更新にかかる費用。
- (3) 住み替え支援住宅退去時にかかる修繕等の費用。

(修繕の費用負担)

第5条 支援入居者の入居中にかかる住み替え支援住宅の修繕費用は、貸主又は支援入居者が負担するものとする。ただし、市長が特別に認めた場合は、この限りではない。

(契約の終了)

第6条 支援入居者から第36条に規定する住み替え支援住宅の返還の申し出があった場合、又は、市長が第37条に規定する契約の解除に伴う明渡しを請求したときは、本市と貸主の賃貸借契約等を終了する。

(契約終了時の修繕)

第7条 賃貸借契約終了時の修繕は、貸主が請け負うものとする。

2 前項に係る費用は、第4条第1項第3号の規定により本市が負担するものとする。
(入居者の資格)

第8条 この要綱の対象となる入居者は、次の各号のすべてを満たしていなければならない。

- (1) 第2条第2号に規定する入居者であること。
- (2) 市営住宅から住み替え支援住宅へ移転すること。
- (3) 条例第5条第1項第2号に定める条件を満たすこと。
- (4) 市営住宅使用料を滞納していないこと。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた条件。

(住み替え支援の申請)

第9条 住み替え支援住宅に入居しようとする入居者は、市長に対し、市営住宅住み替え支援申請書(第1号様式)に必要な書類を添付の上、提出するものとする。

(支援の決定)

第10条 市長は前条の規定による申請があった時は、速やかにその内容を審査し、住み替え支援住宅への入居の可否を、市営住宅住み替え支援決定(不可)通知書(第2号様式)により入居者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第11条 市長は、前条の規定による決定を受けた入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がなく市長が指定する日までに住み替え支援住宅に入居しないとき。
- (2) 住み替え支援住宅の入居の申込みについて、虚偽の内容があったとき。
- (3) 住み替え支援住宅に入居する日までの間に、当該住み替え支援住宅に入居するための条件を具備しなくなったとき。

2 市長は、前項の取消しをした場合には、市営住宅住み替え支援決定取消通知(第3号様式)により当該入居者に通知するものとする。

(入居の手続等)

第12条 第10条により住み替え支援決定を受けた入居者(以下、「支援決定者」という。)は、当該決定に係る通知のあった日から10日を経過する日(市長がやむをえない事情があると認めたときは、市長が定める日)までに、原則として定期建物賃貸借契約書(第4号様式等)により市長と契約を締結するものとする。

2 前項の契約には、独立の生計を営み、支援決定者と同等以上の収入を有する者で、市長が適当と認めた連帯保証人2人を要するものとする。ただし、四日市市営住宅条例施行規則(平成10年四日市市規則第2号。)第6条に該当する場合には、連帯保証人の人数を減じることができる。

3 前項ただし書きにより、連帯保証人の減員を受けようとする支援決定者は、原則として、緊急連絡人1名を指定した緊急連絡先届(第5号様式)を提出するものとする。

4 市長は、入居者が第1項に規定する日までに同項の手続を行わないときは、当該決定を取り消すことができる。

5 第1項の規定により定期建物賃貸借契約を締結した日から8日以内に当該住み替え支援住宅に入居するものとする。

(入居期間)

第13条 前条第1項により市長と定期建物賃貸借契約等を締結した入居者の入居期間は、住み替え支援住宅に入居した月を含めて120月以内とする。

2 支援入居者は、前項に規定する入居期間の終了までに、第36条に規定する手続きにより住み替え支援住宅を退去しなければならない。

(同居の承認)

第14条 支援入居者は、当該住み替え支援住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。ただし、同居ができる者は親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。以下同じ。)とする。

2 前項の規定により承認を受けようとするときは、住み替え支援住宅同居承認申請書(第6号様式)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 同居希望者の戸籍謄本その他続柄を証明することのできる書類

(2) 同居希望者の前年分の所得を証明する書類

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第1項の承認をしないものとする。

(1) 当該承認による同居の後における当該支援入居者に係る収入が、条例第5条第1項に規定する金額を超える場合。ただし、当該支援入居者に係る収入については条例第2条第5号の収入と同様の計算とする。

(2) 当該支援入居者及び同居者が条例第45条第1項第1号から第7号のいずれかに該当する場合

4 市長は、支援入居者が病気にかかっていることその他の特別の事情により当該支援入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認める時は、前項の規定にかかわらず同居を承認することができる。

(同居承認の決定)

第15条 市長は、前条に規定する承認又は不承認を決定したときは、住み替え支援住宅同居承認(不承認)書(第7号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(同居者の異動報告)

第16条 支援入居者は、死亡、転出その他の事由によりその同居者に異動が生じたときは、遅滞なく住み替え支援住宅同居者異動報告書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(入居者の地位の承継)

第17条 支援入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時の当該支援入居者の同居者が、引き続き当該住み替え支援住宅に居住を希望するときは、当該同居者は市長の承認を得なければならない。ただし、地位の承継ができる者は、現に同居している配偶者(婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び高齢者、障害者等で、特に居住の安定を図る必要がある者とする。

2 前項の規定により承認を受けようとする支援入居者の同居者は、住み替え支援住宅入居者変更申請書(第9号様式)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 承継の原因となる事実を証する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた書類

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第1項の承認をしないものとする。

(1) 当該承認を受けようとする者が支援入居者と同居していた期間が1年に満たない場合(当該承認を受けようとする者が当該支援入居者の入居時から引き続き同居している親族である場合を除く。)

(2) 当該承認を受けようとする者に係る当該承認の後における収入が条例第5条第1項第2号に規定する金額を超える場合。

(3) 当該支援入居者が条例第45条第1項1号から第7号のいずれかに該当する場

合

4 第14条第4項の規定は、第1項に規定する承認について準用する。

(地位の承継の決定)

第18条 市長は、前条第2項に規定する申請を受けたときは、速やかに承認又は不承認を決定し、住み替え支援住宅入居者変更承認(不承認)書(第10号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(収入の申告等)

第19条 支援入居者は、毎年度、その収入を市長に申告しなければならない。

2 前項に規定する収入の報告は、毎年7月中に住み替え支援住宅入居者収入申告書(第11号様式)により市区町村長の発行する前年分の所得証明書を添付して行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による申告に基づき、収入の額を認定し、住み替え支援住宅収入認定(使用料決定)通知書(第12号様式)により当該額を支援入居者に通知するものとする。

4 支援入居者は、前項の規定による認定に対し、意見を述べることができる。この場合において、支援入居者は住み替え支援住宅収入認定に対する意見申立書(第13号様式)により、その意見の内容を証する書類を添付して、当該通知のあった日から1か月以内に申立てを行わなければならない。

5 市長は、前項の申立てに理由があると認めるときは、当該認定を更正し、住み替え支援住宅収入認定(使用料)更正決定通知書(第14号様式)により当該申立てのあった日から1か月以内に当該申立者に通知するものとする。

6 市長は、第4項の申立てに理由がないと認めるときは、当該申立てを却下し、その旨を当該申立てのあった日から1か月以内に当該申立者に通知するものとする。

7 第3項に規定する住み替え支援住宅収入認定通知を受けた支援入居者が、退職、転職等により収入が減少した場合において、当該認定に係る収入の額の変更を求めようとするときは、住み替え支援住宅収入認定変更申立書(第15号様式)により、収入減少の原因となる事実を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

8 市長は、前項の申立てがあったときは、その内容について審査を行い、その結果を住み替え支援住宅収入認定(使用料)変更決定通知書(第16号様式)により当該申立者に通知するものとする。

(入居者の費用負担)

第20条 次の各号に掲げる費用は、支援入居者の負担とする。うち、第1号及び第2号に規定するものは、本市が「住み替え支援住宅使用料」として請求するものとする。

(1) 毎年度、前条第3項の規定により認定された収入(同条第5項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第31条及び第33条において同じ。)に基づき、従前市営住宅の近傍同種の住宅の家賃(条例第21条第2項の規定を準用し、毎年度、定められたものをいう。以下同じ。)以下で、法施行令第2条に規定する方法により算出した額。ただし、支援入居者からの収入の申告がない場合は、当該住み替え支援住宅に係る支援入居者が負担する費用を従前市営住宅の近傍同種の住宅の家賃又は当該住み替え支援住宅の月額家賃のいずれか低額のものとする。

(2) 第4条第1項第1号に規定する月額家賃が前号の額に5万円を加算した額を超過する場合は、その超過額。

(3) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料。

(4) 汚物、ごみ及び排水の消毒、清掃及び処理に要する費用。

(5) 退去時にかかる修繕費のうち、支援入居者の責に帰すべき事由によるもの。

(6) 市長が前各号に掲げる費用に準ずるものであると認めた費用。

(住み替え支援住宅使用料の減免又は徴収の猶予)

第21条 市長は、支援入居者又はその同居者が次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、市営住宅条例施行規則第13条を準用し、住み替え支援住宅使用料の減免をし、又は徴収を猶予することができる。ただし、第20条第2号の額を除く。

- (1) 収入が著しく低額であること。
- (2) 病気にかかっていること。
- (3) 災害により著しい損害を受けたこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特別の事情があること。

2 住み替え支援住宅使用料の減免等を受けようとする者は、住み替え支援住宅使用料減免等申請書(第17号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 市区町村長の発行する前年分の所得証明書(1月から6月までに申請をする場合は前年分の所得を証明する書類)
- (2) 収入減少等の生活困窮の原因となる事実を証する書類
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 市長は、前項の住み替え支援住宅使用料減免等申請書の提出があったときは、その内容について審査を行い、その結果を住み替え支援住宅使用料減免等決定通知書(第18号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(住み替え支援住宅使用料の減免等の原因消滅時の届出義務)

第22条 住み替え支援住宅使用料の減免等の期間においてその原因となる事実に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(住み替え支援住宅使用料の減免等の取消し)

第23条 市長は、住み替え支援住宅使用料の減免等を受けている支援入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、住み替え支援住宅使用料の減免等を取り消すものとする。

- (1) 第21条第2項の規定により提出する住み替え支援住宅使用料減免等申請書に事実と異なる虚偽の記載をし、又はその他不正な行為によって住み替え支援住宅使用料の減免等を受けたとき。
- (2) 前条の規定による届出を怠ったとき。
- (3) 市長が、住み替え支援住宅使用料の減免等の必要がないと認めるとき。

(住み替え支援住宅使用料の納付)

第24条 市長は、支援入居者から、市長が指定する入居の日から当該支援入居者が住み替え支援住宅の明渡しを行う日(当該支援入居者に係る入居許可を取り消したときは、当該入居許可を取り消した日)までの期間について、住み替え支援住宅使用料を徴収する。

2 支援入居者は、毎月月末(12月にあつては25日)までに、前月分の住み替え支援住宅使用料を納付しなければならない。

3 入居者に対し市長が指定した入居の日、当該住み替え支援住宅の明渡しを行った日又は入居許可を取り消した日が月の初日及び末日以外の日であるときのその月の住み替え支援住宅使用料は、日割により計算する。

4 住み替え支援住宅使用料は、四日市市会計規則(昭和39年四日市市規則第25号)166条の規定に基づき市において定めた納入通知書又は口座振替の方法により、市の指定する金融機関に納付しなければならない。

(督促)

第25条 住み替え支援住宅使用料を前条第2項の納期限までに納付しない者がある

ときは、市長は、期限を指定してこれを督促するものとする。

(支援入居者の保管義務等)

第26条 支援入居者は、当該住み替え支援住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 支援入居者の責に帰すべき事由により、当該住み替え支援住宅又は共同施設が滅失又はき損したときは、支援入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償するものとする。

3 支援入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない(一時不使用の届出)

第27条 支援入居者は、当該住み替え支援住宅を引き続き15日以上使用しないときは、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

2 前項の届出は、住み替え支援住宅不在届出書(第19号様式)により行うものとする。

(転貸又は譲渡の禁止)

第28条 支援入居者は、当該住み替え支援住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(模様替、増築等の禁止等)

第29条 支援入居者は、当該住み替え支援住宅を模様替し、若しくは増築し、又は当該住み替え支援住宅の敷地内に工作物を設置してはならない。

(用途外使用の禁止等)

第30条 支援入居者は、当該住み替え支援住宅を住居以外の用途に使用してはならない。

(収入超過者に関する認定)

第31条 市長は、毎年度、支援入居者が当該住み替え支援住宅に引き続き3年以上入居している場合において、第19条第3項の規定により認定した支援入居者の収入が条例第5条第1項第2号ア、イ又はウに掲げる区分に応じ、それぞれ同号ア、イ又はウに掲げる金額を超過するときは、当該支援入居者を収入超過者として認定し、その旨を収入超過者認定通知書(第20号様式)により当該支援入居者に通知する。

2 前項に掲げる支援入居者は、同項に規定する認定に対し、意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは当該認定を更正するものとする。

3 前項の規定による意見の申立ては、収入超過者認定に対する意見申立書(第21号様式)に、その意見の内容を証する書類を添付して、第1項の規定による通知のあった日から1か月以内に行わなければならない。

4 市長は、前項の意見に理由があると認めるときは、第1項に規定する認定を取り消し、収入超過者認定取消通知書(第22号様式)により、当該申立てのあった日から1か月以内に当該申立者に通知するものとする。

5 市長は、第3項の意見に理由がないと認めるときは、当該申立てを却下し、その旨を当該申立てのあった日から1か月以内に当該申立者に通知するものとする。

(収入超過者の住み替え支援住宅使用料)

第32条 前条第1項の規定により収入超過者と認定された支援入居者は、第20条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該支援入居者が期間中に住み替え支援住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、当該収入超過者の収入を勘案し、かつ、従前市営住宅の近傍同種の家賃の額以下で法施行令第8条第2項に規定する方法により算出した額を住み替え支援住宅使用料として支払わなければならない。ただし、当該住み替え支援住宅

の月額家賃の額が算出した額を下回る場合には、当該住み替え支援住宅の月額家賃の額を支払うこととする。

2 第21条（第1項第1号を除く。）、第24条及び第25条の規定は、前項の収入超過者の住み替え支援住宅使用料について準用する。

（高額所得者に関する認定）

第33条 市長は、毎年度、支援入居者が当該住み替え支援住宅に引き続き5年以上入居している場合において、第19条第3項の規定により認定した当該支援入居者の収入が最近2年間引き続き法施行令第9条に規定する金額を超えるときは、当該支援入居者を高額所得者として認定し、その旨を高額所得者認定通知書（第23号様式）により当該支援入居者に通知する。

2 第31条第2項の規定は、前項の規定による認定について準用する。

3 前項の規定による意見の申立ては、高額所得者認定に対する意見申立書（第24号様式）に、その意見の内容を証する書類を添付して、第1項の規定による通知のあった日から1か月以内に行わなければならない。

4 市長は、前項の意見に理由があると認めるときは、第1項に規定する認定を取り消し、高額所得者認定取消通知書（第25号様式）により、当該申立てのあった日から1か月以内に当該申立者に通知するものとする。

5 市長は、第3項の意見に理由がないと認めるときは、当該申立てを却下し、その旨を当該申立てのあった日から1か月以内に当該申立者に通知するものとする。

（高額所得者に対する住み替え支援住宅使用料等）

第34条 前条第1項の規定により高額所得者と認定された支援入居者は、第20条第1項及び第32条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該支援入居者が期間中に住み替え支援住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、当該住み替え支援住宅の月額家賃の額を支払うこととする。

2 第21条（第1項第1号を除く。）、第24条及び第25条の規定は、前項に規定する住み替え支援住宅使用料について準用する。

（立入検査）

第35条 市長は、住み替え支援住宅の管理上必要があると認めるときは、市長が指定する本市の職員に、当該住み替え支援住宅の検査をさせ、又は支援入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の規定により検査をする場合において、現に居住の用に供している住み替え支援住宅に立ち入るときは、あらかじめ、支援入居者その他の居住者（以下「支援入居者等」という。）の承諾を得るものとする。

3 支援入居者等は、正当な理由がない限り、第1項の検査を拒み、又は妨げてはならない。

（住み替え支援住宅の返還等）

第36条 支援入居者は、当該住み替え支援住宅から退去しようとするときは、退去しようとする日の5日前までに、市長にその旨を届け出なければならない。

（契約の解除）

第37条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該支援入居者に対し当該住み替え支援住宅の契約を解除することができる。

(1) 支援入居者が不正の行為によって入居したとき。

(2) 支援入居者が住み替え支援住宅使用料を3月以上滞納したとき。

(3) 支援入居者が住み替え支援住宅又は共同施設を故意にき損したとき。

(4) 支援入居者が正当な事由によらないで15日以上住み替え支援住宅を使用しな

いとき。

- (5) 支援入居者が第14条、第17条又は第26条から第30条までの規定に違反したとき。
 - (6) 支援入居者等が正当な事由によらないで第35条第1項の規定に基づく住み替え支援住宅の立入検査を拒んだとき。
 - (7) 支援入居者又はその同居者が暴力団員であることが判明したとき。
 - (8) 貸主が本市との定期建物賃貸借契約又は賃貸借契約に基づき、本市に退去を求めたとき
 - (9) 第13条に規定する住み替え支援住宅の入居期間が満了するとき。
- 2 支援入居者は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに当該住み替え支援住宅を明け渡さなければならない。
- 3 市長は、支援入居者が第1項第1号又は第7号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、毎月の当該住み替え支援住宅に係る月額家賃の額とそれまでに支払を受けた住み替え支援住宅使用料の額との差額を、請求の日の翌日から当該住み替え支援住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、当該住み替え支援住宅に係る月額家賃の額を徴収することができる。
- 4 市長は、支援入居者が第1項（第1号及び第7号を除く）の規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から当該住み替え支援住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、住み替え支援住宅使用料に相当する額の金銭を徴収することができる。
- 5 市長は、第1項第9号の規定により請求を行う場合には、当該請求を行う6月前までに、当該支援入居者にその旨の通知をするものとする。

(補則)

第38条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(都市整備部 市営住宅課)

市営住宅住み替え支援申請書

年 月 日

四日市市長

現在の市営住宅	市営住宅 棟 号		
申込者 (入居者)		電話番号	

私は、四日市市営住宅住み替え支援事業実施要綱に基づき、下記の住宅に移転したいので、以下のとおり住み替え支援を申請します。

なお、承認の上は四日市市営住宅住み替え支援事業実施要綱及びこれに基づく指示命令並びに住み替え支援住宅の所有者及び管理者の指示命令を遵守します。また、支援入居者が退去する場合は同居者においても同時に退去し、かつ市長の指示する事項に従い市に迷惑をかけることを誓約します。

移転を希望する 賃貸住宅	所在地	四日市市			番地		
	名称等						
	月額家賃	円	敷金等初期費用	円			
同居者 ※	氏名	入居者との続柄	生	年	月	日	勤務先
				年	月	日	
				年	月	日	
				年	月	日	
				年	月	日	
				年	月	日	

※ 同居者は、現在の市営住宅の同居者に限る。

添付書類

- 1 入居者及び同居者の所得を証明する書類（所得課税証明書）
- 2 入居者及び同居者の市税の未納がないことを証明する書類（完納証明書）

四日市市指令 市営 第 号
年 月 日

様

四日市市長

市営住宅住み替え支援決定取消通知書

年 月 日付け四日市市指令 市営 第 号で通知した市営住宅住み替え支援決定について、下記理由により取り消します。

記

1. 取り消し理由

定期建物賃貸借契約書（四日市市営住宅住み替え支援事業用）

頭書

(1) 転貸借の目的物(住み替え支援住宅)
別紙、貸主と転貸主との契約書(写し)のとおり

(2) 契約期間

始期	年	月	日から	10年間
終期	年	月	日まで	

(契約終了の通知をすべき期間 年 月 日から 年 月 日まで)

(3) 住み替え支援住宅使用料

当初住み替え支援住宅使用料	支払方法	
円	口座振替 又は転貸主が発行する納付書払い	口座振替 金融機関名： 預金：普通・当座 口座番号： 口座名義人： (手数料は転貸主負担)
支払期限 当月分を翌月末日まで		納付書による支払先：四日市市役所市営住宅課、 納付書記載の金融機関、各地区市民センター等
その他		住み替え支援住宅使用料は、甲が定める四日市市営住宅住み替え支援事業実施要綱(以下「要綱」という。)第20条により、毎年度算定した額とする。ただし、要綱第21条又は第32条又は34条が適用される場合は、その額とする。

(4) 転貸主、貸主及び管理業者

転貸主	住所 〒510-0901 四日市市諏訪町1番5号 名称 四日市市 代表者 四日市市長 (事務担当 市営住宅課 管理係 電話番号 059-354-8219)
貸主	住所 〒 氏名・名称
管理業者 (社名・代表者)	所在地 〒 商号(名称) 代表者 電話番号 賃貸住宅管理業者 登録番号 国土交通大臣()第 号

*貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

建物の所有者	住所 〒 氏名 電話番号
--------	-----------------

(5) 転借主（支援入居者）及び同居人

転借主 (支援入居者)	氏名			
	生年月日	年 月 日		
	連絡先			
同居者	氏名	支援入居者 との続柄	生 年 月 日	勤 務 先
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

(6) 連帯保証人及び極度額

連帯保証人	現 住 所			
	氏 名	年 月 日生		
	勤 務 先 及 び 職 業	入居者からみた続柄		
		平 均 月 収	万円	
連帯保証人	現 住 所			
	氏 名	年 月 日生		
	勤 務 先 及 び 職 業	入居者からみた続柄		
		平 均 月 収	万円	
極度額 (保証限度額)		円 (極度額は(3)当初住み替え支援住宅使用料の12か月分)		

(契約の締結)

第1条 転貸主(以下「甲」という。)及び転借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」という。)について、以下の条項により借地借家法(以下「法」という。)第38条に規定する更新がない定期建物賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、頭書(2)に記載するとおりとする。

- 2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。
- 3 甲は、第1項に規定する期間の満了の1年前から6月前までの間(以下「通知期間」という。)に乙に対し、期間の満了により転貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。
- 4 乙は、前項までの定めにより転貸借が終了する日までに、本物件を明け渡さなければならない。
- 5 乙は、前項の明渡しをするときには、明渡し日を事前に甲に通知するものとする。

(使用目的)

第3条 乙は、居住のみを目的として本物件を使用しなければならない。

(住み替え支援住宅使用料)

第4条 乙は、頭書(3)の記載に従い、住み替え支援住宅使用料(以下「使用料」という。)を甲に支払わなければならない。

- 2 1か月に満たない期間の使用料は、1か月を30日として日割計算した額とする。
- 3 乙のその他の費用負担については、要綱第20条第3号から6号に該当するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第5条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
- 二 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと。
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に転借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

第6条 乙は、本物件を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。ただし、甲が定める要綱第18条の承認があった場合を除く。

- 2 乙は、本物件を模様替し、若しくは増築し、又は本物件の敷地内に工作物を設置してはならない。
- 3 乙は、要綱第26条に規定する保管義務等を負う。

(契約期間中の修繕)

第7条 乙が本物件を使用するために必要な修繕は、貸主又は乙が費用負担するものとする。ただし、甲が特別に認めた場合は除く。

(乙からの解約)

第8条 乙は、甲に対して原則として1か月前までに解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

(連帯保証人)

第9条 連帯保証人(以下「丙」という。)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務(甲が第2条第3項に規定する通知をしなかった場合においては、同条第1項に規定する期間内のものに限る。)を負担するものとする。

2 前項の丙の負担は、頭書(6)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする。

3 丙が負担する債務の元本は、乙又は丙が死亡したときに、確定するものとする。

4 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、使用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約を解除することができる。

(1) 乙が不正の行為によって入居したとき。

(2) 乙が住み替え支援住宅使用料を3月以上滞納したとき。

(3) 乙が本物件又は共同施設を故意にき損したとき。

(4) 乙が正当な事由によらないで15日以上本物件を使用しないとき。

(5) 乙が要綱第14条、第17条又は第26条から第30条までの規定に違反したとき。

(6) 乙等が正当な事由によらないで甲が定める要綱第35条第1項の規定に基づく本物件の立入検査を拒んだとき。

(7) 乙又はその同居者が暴力団員であることが判明したとき。

(8) 貸主が、甲との定期建物賃貸借契約又は賃貸借契約に基づき、甲に契約解除を求めたとき。

2 乙は、前項の規定により本契約の解除の請求を受けたときは、速やかに当該本物件を明け渡さなければならない。

3 甲は、乙が第1項第1号又は第7号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、乙に対して、入居した日から請求の日までの期間については、毎月の本物件に係る甲が貸主に支払った月額家賃の額とそれまでに支払いを受けた住み替え支援住宅使用料の額との差額を、請求の日の翌日から当該住み替え支援住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、本物件に係る甲が貸主に支払う月額家賃の額を請求することができる。

4 甲は、乙が第1項(第1号及び第7号を除く)の規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から本物件の明渡しを行う日までの期間については、毎月、住み替え支援住宅使用料に相当する額の金銭を請求することができる。

(立入検査)

第11条 甲は、住み替え支援住宅の管理上必要があると認めるときは、甲が指定する甲の職員に、本物件の検査をさせ、又は乙に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の規定により検査をする場合において、現に居住の用に供している本物件に立ち入るときは、あらかじめ、乙及びその他の居住者の承諾を得るものとする。

3 乙等は、正当な理由がない限り、第1項の検査を拒み、又は妨げてはならない。

(明渡し時の原状回復)

第12条 乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年変化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

2 甲及び乙は、本物件の明渡し時において、乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

(その他)

第13条 本契約に定めのない事項については、甲と貸主との契約及び甲が定める要綱によるものとする。

2 甲及び乙は、本契約書及び前項に定めがない事項並びに本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

記名押印欄

下記転貸主（甲）と転借主（乙）は、本物件について上記のとおり賃貸借契約を締結し、また甲と連帯保証人（丙）は、上記のとおり乙の債務について保証契約を締結したことを証するため、本契約書__通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。		
令和 年 月 日		
転貸主（甲）	住所 〒 氏名 電話番号	印
	住所 〒 氏名 電話番号	実印
	住所 〒 氏名 電話番号	実印
連帯保証人 （丙）	住所 〒 氏名 電話番号	実印
	住所 〒 氏名 電話番号	実印
	極度額	円

定期賃貸住宅契約についての説明（借地借家法第38条第2項関係）

年 月 日

定期賃貸住宅契約についての説明

転貸主（甲） 住所 四日市市 諏訪町1番5号
 名称 四日市市
 代表者 四日市市長
 事務担当：都市整備部市営住宅
 説明者 印

下記住宅について定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第38条第2項に基づき、次のとおり説明します。

下記住宅の賃貸借契約は、更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了しますので、期間の満了の日までに、下記住宅を明け渡さなければなりません。

記

(1) 住 宅	名 称				
	所 在 地				
	住 戸 番 号				
(2) 契約期間	始 期	年	月	日から	10年間
	終 期	年	月	日まで	

上記住宅につきまして、借地借家法第38条第2項に基づく説明を受けました。

年 月 日

転借主（乙）住所
 氏名

印

緊急連絡先届（新規・変更）

年 月 日

四日市市長

住 所			
支援入居者		電話番号	

私は、上記の者の緊急連絡人になり、下記に記載された事項を承諾します。

1. 支援入居者の入居期間中は、次の遵守事項について対応します。

(1) 支援入居者は、住み替え支援住宅使用料の滞納や違反・迷惑行為をしないなど、請書に記載されている事項を熟読し、各事項を遵守します。

(2) 緊急連絡人は、次のことなどで、市等から連絡があった場合は対応します。

- ア 住宅管理上の手続きや連絡事項について、支援入居者に連絡がとれない場合
- イ 支援入居者に事故などがあり、緊急の対応が必要になった場合

フリガナ		生 年 月 日	支援入居者との関係
氏名（自署）		年 月 日	
住 所	〒 ー		
電 話	自宅(その他): 携 帯 電 話:		
勤 務 先			
勤 務 先 住 所	〒 ー	電話	

※1. 緊急連絡人として役割を適切に果たしていただくために、確実に連絡の取れる方に依頼してください。届の受付時に、印鑑証明、所得課税証明の添付は必要としませんが、電話などで緊急連絡人に意思の確認を取らせていただきます。

2. 何らかの事情で緊急連絡人の変更を希望される場合は、緊急連絡先届（変更）を提出していただく必要があります。

緊急連絡先届（変更）は、支援入居者本人と新しい緊急連絡人双方の署名が必要です。緊急連絡人のみの届出や辞退の届出はできません。

3. 緊急連絡人の住所など、届出内容の一部に変更があった場合も、緊急連絡先届（変更）を提出してください。

4. 生存の確認など、やむを得ない場合は、支援入居者の承諾を緊急連絡人の承諾に代え、住宅管理者の権限において室内に立ち入ることとします。

※事務処理欄 月 日 緊急連絡人意思確認（ 電話 ・ その他 ）

住み替え支援住宅同居承認申請書

年 月 日

四日市市長

住 所			
支援入居者		電話番号	

次の者を同居させたいので、承認を受けたく申請します。

この申請書の記載内容が事実と相違するとき、又は同居させようとする者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡します。

なお、承認の上は四日市市営住宅住み替え支援事業実施要綱及びこれに基づく指示命令を遵守することはもちろん、支援入居者が退去する場合は同居者においても同時に退去し、かつ市長の指示する事項に従い市に迷惑をかけないことを誓約します。

同居を希望する者の現住所		都道府県	市区町村	番地
同居を希望する者	氏 名	支援入居者との続柄	生 年 月 日	勤 務 先
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
同 居 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
現在の入居者	氏 名	支援入居者との続柄	生 年 月 日	勤 務 先
		支援入居者	年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
同居を必要とする理由				

添付書類

- 1 同居希望者と名義人の続柄がわかる戸籍（謄本・抄本）の写し
- 2 同居希望者の前年分の所得を証明する書類

第 号
年 月 日

様

四日市市長 印

住み替え支援住宅同居承認（不承認）書

年 月 日付で申請のあった同居承認申請について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 次のとおり条件を付して同居を承認します。

同居を承認した者	支援入居者との続柄	生年月日	同居を承認する期間	備考
		. .		
		. .		
		. .		

条 件

- (1) 支援入居者が退去し、又は明渡しを請求されたときは、同居者を同時に住宅から退去させること。
- (2) 同居者は、承認期間中といえども市長より退去を要求されたときは、速やかに立退かなければならないこと。
- (3) 同居者は、四日市市営住宅住み替え支援事業実施要綱及びこれに基づく指示命令並びに住み替え支援住宅の所有者及び管理者の指示命令を守ること。

注 意

同居中は必ず本書を保存しておいてください。住宅の立入検査その他必要あるときは、本書の提示を求めることがあります。

2 次の理由により同居を承認しません。

理由 _____

住み替え支援住宅入居者変更申請書

年 月 日

四日市市長

住 所			
現支援入居者		電話番号	

新支援入居者		電話番号	
--------	--	------	--

下記のとおり支援入居者を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

この申請書の記載内容が事実と相違するとき、又は私若しくは同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡します。

記

現支援入居者氏名		新支援入居者氏名			
変更理由					
同居者の状況	氏 名	現支援入居者との続柄	新支援入居者との続柄	生 年 月 日	勤 務 先
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	

関係添付書類

- 1 承継の原因となる事実を証する書類
- 2 請書
- 3 連帯保証人の印鑑証明書

第 号
年 月 日

様

四日市市長 印

住み替え支援住宅入居者変更承認（不承認）書

年 月 日付で申請のあった支援入居者の変更については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 住み替え支援住宅入居者変更を次の条件を付して承認します。

入居者及び同居者	氏 名	入居者との続柄	生 年 月 日	備 考

条件

- (1) 従前の入居許可書及び本書を保管すること。
 - (2) 四日市市営住宅住み替え支援事業実施要綱及びこれに基づく指示命令並びに住み替え支援住宅の所有者及び管理者の指示命令を遵守すること。
- 2 次の理由により名義変更を承認しません。

理由 _____

住み替え支援住宅入居者収入申告書

年 月 日

四日市市長

住 所			
支援入居者		電話番号	

四日市市営住宅住み替え支援事業実施要綱第19条の規定により、私及び同居者の前年の収入状況を証明書添付の上、申告します。

No.	氏 名	続 柄	生 年 月 日	満 年 齢	年 間 所 得 額
1		本人	. .	歳	円
2			. .	歳	円
3			. .	歳	円
4			. .	歳	円
5			. .	歳	円
6			. .	歳	円
7			. .	歳	円
				合 計	円

※ 同居していないが、所得税法上の扶養親族があるときも同様に記入してください。
 （住所等は備考欄に記入してください。）

No.	職 業 ・ 勤 務 先	備 考 欄
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

様

四日市市長 印

住み替え支援住宅収入認定 (使用料決定) 通知書

先の収入申告の結果、あなたの世帯の収入の額を下記のとおり認定しましたので通知します。
また、認定した収入に基づく住み替え支援住宅使用料を下記のとおり決定しましたので併せて通知します。

記

認 定 年 月 日	年 月 日
-----------	-------

所得金額合計 A	控除金額合計 B	収入認定月額 (A-B) /12
円	円	円

収 入	収入該当者	年間所得額	収入該当者	年間所得額
		円		円
		円		円
		円	合 計 A	円

控 除	同居・扶養親族控除	人	円	普通障害者控除	人	円
	老人扶養控除	人	円	老年者控除	人	円
	特定扶養控除	人	円	寡婦寡夫控除	人	円
	特別障害者控除	人	円	合 計 B		円

決 定 家 賃 等	月 額	円
-----------	-----	---

適 用 開 始 年 月	年 月
-------------	-----

備考 この収入認定に対して意見がある場合は、この通知を受けた日から1か月以内に、所定の用紙により意見を申し立てることができます。また、本人又は同居者の異動、退職等により収入が減少した場合も、その事実が発生した日から1か月以内に、所定の用紙により収入認定の額の変更を申し立てることができます。

住み替え支援住宅収入認定に対する意見申立書

年 月 日

四日市市長

住 所			
支援入居者		電話番号	

私は 年 月 日付けで四日市市営住宅住み替え支援事業実施要綱第19条第3項の規定により、収入の額の認定に係る通知を受けましたが、下記の理由によりその認定を更正されたく申立てをします。

記

認 定 年 月 日	年 月 日
収 入 認 定 月 額	円
これに対する意見 (更正を必要とする理由)	

備 考

- (1) 更正をしなければならないことを明らかにする関係書類又は更正の判断の参考となる書類を添付すること。
- (2) この申立ては、収入認定（家賃決定）通知書を受けた日から1か月以内に行うこと。

様

四日市市長 印

住み替え支援住宅収入認定（使用料）更正決定通知書

あなたから 年 月 日付けで意見の申立てのありました収入認定について下記のとおり更正決定しましたので、四日市市営住宅住み替え支援事業実施要綱第19条第5項の規定により通知します。

記

認定年月日	年 月 日
-------	-------

所得金額合計 A	控除金額合計 B	収入認定月額 (A - B) /12
円	円	円

収入	収入該当者	年間所得額	収入該当者	年間所得額
		円		円
		円		円
		円	合計 A	円

控除	同居・扶養親族控除	人	円	普通障害者控除	人	円
	老人扶養控除	人	円	老年者控除	人	円
	特定扶養控除	人	円	寡婦寡夫控除	人	円
	特別障害者控除	人	円	合計 B		円

更正決定家賃等	月額 円
---------	------

適用開始年月	年 月
--------	-----

この家賃の更正決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この家賃の更正決定の取消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。（なお、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

住 み 替 え 支 援 住 宅 収 入 認 定 変 更 申 立 書

年 月 日

四日市市長

住 所			
支援入居者		電話番号	

私は、下記の理由により収入が減少しましたので、年 月 日付けの収入認定に係る収入の額の変更を申し立てます。

記

認 定 年 月 日	年 月 日
収 入 認 定 月 額	円
収 入 減 少 の 理 由	

備 考

- (1) 収入減少の原因となる事実を証する書類を添付すること。
- (2) この申立ては、収入減少の原因となる事実が発生した日から1か月以内に行うこと。

第 号

年 月 日

様

四日市市長 印

住み替え支援住宅収入認定（使用料）変更決定通知書

あなたから 年 月 日付けで変更の申立てのありました収入認定について下記のとおり変更決定しましたので、四日市市営住宅住み替え支援事業実施要綱第19条第8項の規定により通知します。

記

認 定 年 月 日	年 月 日
-----------	-------

所得金額合計 A	控除金額合計 B	収入認定月額 (A - B) /12
円	円	円

収入	収入該当者	年間所得額	収入該当者	年間所得額
		円		円
		円		円
		円	合 計 A	円

控除	同居・扶養親族控除	人	円	普通障害者控除	人	円
	老人扶養控除	人	円	老年者控除	人	円
	特定扶養控除	人	円	寡婦寡夫控除	人	円
	特別障害者控除	人	円	合 計 B		円

変 更 決 定 家 賃 等	月 額 円
---------------	-------

適 用 開 始 年 月	年 月
-------------	-----

この家賃の変更決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この使用料の変更決定の取消しをを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。（なお、決定を知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

ただし、審査請求を行った場合、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

支援入居者

様

四日市市長

住み替え支援住宅使用料減免等決定通知書

年 月 日付けで申請のあった住み替え支援住宅使用料の減免又は徴収猶予については、下記のとおり条件を付して決定しましたので通知します。ただし、市長においてその必要がないと認めた場合には、減免又は徴収猶予を取り消します。

記

区 分		減 免 額	減 免 後 の 額
住み替え支援住宅 使用料	<input type="checkbox"/> 減 免 <input type="checkbox"/> 徴収猶予	円	円
徴収猶予をした（家賃・敷金）の納付方法		期 間	
		年 月 日 から 年 月 日 まで	

条 件

住み替え支援住宅使用料の減免等の期間中において、その原因となる事実に変更があったときは、速やかにその旨を届け出ること。

住 み 替 え 支 援 住 宅 不 在 届 書

年 月 日

四日市市長

住み替え 支援住宅	所在地		
	名称		
支援入居者氏名		電話番号	

私は下記の理由により 年 月 日から 年 月 日まで
の間、住み替え支援住宅を不在にしますからお届けします。

なお、この間の住宅管理を下記の者に依頼しておきますから、留守中といえども迷惑はお
かけいたしません。

記

不在の 理 由			
	氏 名		支援入居者 との続柄
	住 所		
住宅管理を 依頼する人	電話番号	(自宅)	(携帯)

第20号様式（第31条関係）

第 号

年 月 日

様

四日市市長 印

収入超過者認定通知書

先の収入申告及び調査の結果、あなたの世帯の収入額は四日市市営住宅住み替え支援事業実施要綱第31条第1項の規定による収入基準を超過しています。よって、あなたを収入超過者として認定しましたので通知します。

記

認定年月日 年 月 日

備考

この収入超過者の認定に対して意見がある場合は、この通知を受けた日から1ヶ月以内に所定の用紙により意見を申し立てることができます。

第21号様式（第31条関係）

収入超過者認定に対する意見申立書

年 月 日

四日市市長

住 所			
支援入居者		電話番号	

私は、 年 月 日付けで四日市市営住宅住み替え支援事業実施要綱第31条第1項の規定により、収入超過者としての認定に係る通知を受けましたが、下記の理由によりその認定を更正されたく申立てをします。

記

認 定 年 月 日	年 月 日
これに対する意見 (更正を必要とする理由)	

備 考

- 1 更正をしなければならないことを明らかにする関係書類又は更正の判断の参考となる書類を添付すること。
- 2 この申立ては、収入超過者認定通知書を受けた日から1ヶ月以内に行うこと。

第 2 2 号様式（第 3 1 条関係）

第 号

年 月 日

様

四日市市長 印

収入超過者認定取消通知書

あなたから意見の申立てのありました収入超過者に係る認定については、認定を取り消しましたので、四日市市営住宅住み替え支援事業実施要綱第 3 1 条第 4 項の規定により通知します。

第23号様式（第33条関係）

第 号

年 月 日

様

四日市市長 印

高 額 所 得 者 認 定 通 知 書

先の収入申告及び調査の結果、あなたは四日市市営住宅住み替え支援事業実施要綱に規定する住み替え支援住宅に引き続き5年以上入居し、あなたの世帯の収入額は最近2年間引き続き公営住宅法施行令第9条に規定する金額を超えております。よって、あなたを高額所得者として認定しましたので通知します。

記

認 定 年 月 日 年 月 日

備 考

この高額所得者の認定に対して意見がある場合は、この通知を受けた日から1ヶ月以内に所定の用紙により意見を申立てることができます。

第24号様式（第33条関係）

高額所得者認定に対する意見申立書

年 月 日

四日市市長

住 所			
支援入居者		電話番号	

私は、 年 月 日付けで四日市市営住宅住み替え支援事業実施要綱第33条第1項の規定により、高額所得者としての認定に係る通知を受けましたが、下記の理由によりその認定を更正されたく申立てをします。

記

認 定 年 月 日	年 月 日
これに対する意見 (更正を必要とする理由)	

備 考

- 1 更正をしなければならないことを明らかにする関係書類又は更正の判断の参考となる書類を添付すること。
- 2 この申立ては、高額所得者認定通知書を受けた日から1ヶ月以内に行うこと。

第25号様式（第33条関係）

第 号

年 月 日

様

四日市市長 印

高額所得者認定取消通知書

あなたから意見の申立てのありました高額所得者に係る認定については、認定を取り消しましたので、四日市市営住宅住み替え支援事業実施要綱第33条第4項の規定により通知します。